

前文（ザ・フレンドシップ・フォースの創設と精神）

「異なる国の市民同志がホームステイという形で生活を共にし、言語、宗教、習慣などの様々な違いを乗り越え交流し、相互理解を深めることにより世界平和を推進しよう」とのウエイン・スミス氏の提案に賛同した、当時のアメリカ大統領・カーター氏が1977年、ザ・フレンドシップ・フォースの創設を州知事会議の席上発表した。

その後、この活動はアメリカを中心にヨーロッパ、南アメリカ、アジア、全世界へと広がり、国際組織（クラブ）となり、アメリカに国際本部（TFFI）を設置、発展を続けている。

日本でスタートをみたのは1979年である。

「友情で結ばれた世界は平和の世界；A WORLD OF FRIENDS IS A WORLD OF PEACE.」の言葉こそフレンドシップ・フォースの合言葉であり、精神である。

1. 名称

本クラブの名称は「ザ・フレンドシップ・フォース・オブ 愛知」とする。

英文名は The Friendship Force of AICHI と表す。（以下、FF 愛知とする）

2. 目的

前文の精神に賛同し、ホームステイによる交流を通じて草の根活動を展開し、民間による国際親善と世界平和に貢献することを目的とする。

3. 会員

- (1) 入会は本クラブの目的に賛同し、会員1名の推薦があること。
- (2) 会員は年会費を、新入会員は年会費と別途入会金を納めるものとする。
- (3) 会員は本クラブの活動を通じて会員相互の交流、理解を深め、共に国際ボランティア精神の高揚に努めること。
- (4) 会員は国際交流プログラムに関心ある人達にFF愛知の情報を提供し、本クラブのPRに努めること。
- (5) 国際交流活動において、他クラブを訪問する人をアンバサダーと呼ぶ。

アンバサダーはその一人一人が訪問する国に対しての民間大使である。

4. クラブ総会

- (1) クラブ総会は最高議決機関であり、全クラブ会員をもって構成する。
- (2) クラブ総会は年1回、原則として1月に開催する。但し、役員会の決定により臨時クラブ総会を開催することができる。
- (3) クラブ総会の開催日時は会長が開催日の2週間以上前に会員に通知する
- (4) クラブ総会は役員の任命をする、又解任をすることができる。
- (5) 議決は委任状を含めた出席会員の過半数の賛成を必要とする。

5. 役員及び役員会

- (1) 本クラブには次の役員を置く。

会長 1名	副会長 2名	書記 2名	会計 1名	事務局 1名
広報 2名	行事 2名	相談役 1名	直前会長 1名	会計監査 1名

- (2) 役員会

- ① 役員会は会長の召集により原則として1ヶ月に1度開催される。
- ② 役員会は過半数の出席で成立する。
- ③ 議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。
- ④ 役員会の任務
 - イ. 年間行事の立案
 - ロ. 交流プログラムの決定とプロジェクトチームの選出
 - ハ. クラブ財政の把握と運営
 - ニ. 次年度予算案の作成
 - ホ. 会則の改訂立案
 - ヘ. 次期役員の推薦、但し次期会長は原則として会長任期満了の1年前までに推薦されること。

6. 役員の任務

- (1) 会長

- ① クラブ総会、役員会及びその他の会議の招集
- ② F F 本部 (F F I、米国) 及びF F 他クラブとの連絡
- ③ 他の国際交流団体との連絡
- ④ その他役員会で決められた任務

- (2) 副会長

- ① 会長不在の期間の会長任務の代行
- ② その他役員会で決められた任務

(3) 書記

諸会議の議事録

(4) 会計

- ① 入会金、年会費の徴収と管理
- ② 会計帳簿の記帳
- ③ 会計報告書の作成
- ④ 会計監査への会計報告
- ⑤ 次年度予算案の原案作成

(5) 事務局

- ① 会員名簿の作成と保管
- ② クラブの永久保存物、記録の保管
- ③ 会員への諸通知送付、役員への議事録送付、及び他の役員の任務に含まれない通信業務全般
- ④ 活動支援委員会（東京）との連絡

(6) 広報

ニュースレターの発行（年4回）及びその他広報活動全般（ホームページを含む）。但し、広報委員会を組織し、活動する。

(7) 行事

アンバサダー受け入れ行事の支援及びその他行事全般の実施。但し、行事委員会を組織し活動する。

(8) 相談役

クラブ運営が適切に行われるよう適時アドバイスをする。

(9) 直前会長

クラブ運営が適切に行われるよう適時アドバイスする。

(10) 会計監査

会計より提出された会計の監査

7. 役員の任務

- (1) 役員の任期は2年とする。但し、再選を妨げない。
- (2) 役員は総会で任命後就任する。
- (3) 任期途中で役員に欠員が生じた場合は役員会で補欠役員を選出する。但し、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

8. 財政

本クラブは入会金と年会費を主たる財源として運営する。入会金は3,000円、年会費は5,000円とする。(この他にFFIの年会費としてシングル会員\$15
ファミリー会員\$25をFFIに支払う。)

9. 会長費用の扱い

会長(会長が欠席の場合は役員会にて承認された代表者1名)が日本大会及び国内ブロック会議に出席するための参加費、交通費、宿泊費の実費は1年につき6万円を限度としてクラブ会計より支払われるものとする。但し、海外での会議に参加する諸費用は支払われない。

10. ED (Exchange Director) 費用の扱い

受け入れ及び渡航EDが必要とする通信費、事務費などは本部から与えられる交換フィーより支払われるものとする。但し、交換フィーが不足する見込みの場合は会長の許可を得てクラブ会計より援助することができる。

11. FF 渡航参加費用

渡航参加者(アンバサダー)は本部への交換フィーと旅行会社への旅行代金をそれぞれ支払うものとする。渡航EDは本部規定の交換フィーが適用される。但し、渡航EDの旅行代金は他のアンバサダーと同様に自己負担とする。

12. 慶弔費用

会員が死亡した時は会から供花をする。

13. クラブの事業年度

年度は1月に始まりその年の12月に終了する。

1998年4月1日制定

- * 改定箇所 : P.2 役員及び役員会・会計監査 2名→1名
- * 改定箇所 : P.4 追加→ 12.慶弔費用

2002年2月16日改定

- * 改定箇所 : P.4 追加→ 8財政 FFIの年会費

2013年3月改定

- * 改定箇所 : P.4 追加→ 8財政 FFIの年会費

2016年1月改定

附記 :

会の所在地は会計の住所とする
会の設立年月日: 1997年4月1日